

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

——第一次大戦前における思想的先駆と自由労働組合の社会政策——

山 田 高 生

一 はじめに

本稿は、ヴァイマル経済民主主義の成立過程にかんする研究の一環として、第一次大戦前におけるその思想的先駆と自由労働組合の社会政策にかんする考察を課題としている。旧稿⁽¹⁾においては、第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策をとり上げ、その中からヴァイマル経済民主主義を構成する諸要素のうち労使同権の原則、産業自治の原則、経済指導への参加という三つの要素を析出したが、本稿では、さらに第一次大戦以前にまでさかのぼってそれらの形成過程を、つまりヴァイマル経済民主主義をまさしくその萌芽においてとらえたと思う。私がヴァイマル経済民主主義の成立過程をあえて戦前にまでさかのぼってとらえようとする理由は、ヴァイマル経済民主主義の系譜を大戦以前からの右翼労働組合運動の「裏切り」あるいは「日和見主義」の系譜とみる伝統的なイデオロギー批判にたいし、当時の自由労働組合の指導者たちがどのような時代状況のもとで、

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

またどのような思想的影響を受け入れながら、時代の問題に対応したか、あるいは対応せざるを得なかったかを内側から明らかにしたいと考えるからである。ヴァイマル経済民主主義の思想と運動が形成される内的論理を明らかにするのでなければ、ナチズム時代に挫折を経験したドイツ労働組合運動の問題性ととも、今日における経済民主主義の意義⁽²⁾をも見失うことになるのではあるまいか。そこで以下においては、まず経済民主主義の思想的先駆として、ヴェッップ夫妻の産業民主主義論、ベルンシュタインの修正主義論、レギーンの労働組合論をとり上げ、ついで第一次大戦前に自由労働組合が当面した状況とそれへの対応としての社会政策的活動への傾斜について考察する。

(1) 拙稿「第一次大戦中における自由労働組合の超経営的参加政策」(一)、『成城大学・経済研究』第五七号、二五—四六ページ、第五八号、一三九—一五七ページ。

(2) わが国では服部英太郎氏によるヴァイマル経済民主主義批判(服部英太郎『ドイツ社会政策論史(上)——社会民主主義の崩壊とファシズムの抬頭』一九四九年、『服部英太郎著作集』I、一九六七年に再録)以来、最近にいたるまで経済民主主義という用語そのものが修正主義あるいは日和見主義と結びつくマイナス・イメージでとらえられてきたためか、ほとんどタブーと言ってよいほどの用語の使用は避けられてきた。しかしオイル・ショック以後の低成長期における労働運動や住民運動のあり方を模索する過程で一部の研究者や運動家の間でこの用語が再び用いられるようになってきた。例えば、『労働運動と経済民主主義』(労働運動史研究、六三号、一九八〇年十月)、関恒義『経済民主主義論』一九八一年、宮本憲一『現代資本主義と国家』現代資本主義分析4、一九八一年、一八ページ、池上惇『日本経済論』一九八一年、一六七—一九五ページ、中西五州『日本の労働組合運動をどう建て直すか』一九八一年、一三六—一八ページ。とくに中西氏の著書は、労働運動の実践的指導者として昭和三〇年代と

今日とでは組合運動の指導理念がいかに変わってきたかを自らの経験から示しており、大変興味深い。現在、経済民主主義の概念は、「上から」の誘導型の総合社会政策に対抗しうる「下から」の運動論としてその再構築が要請されていると考えるが、現在までのところ国家独占資本主義にたいする「民主的規制」あるいは「民主的改訂」を内容とするにとどまっております。この概念のもつ可能性とともに限界について、また社会主義との関係についても掘り下げた議論は今後の課題に属する。なおこのようなわが国における経済民主主義論の再生の気運の中で、その源流であるヴァイマル期の経済民主主義にかんする研究が若干現われはじめています。尾西正美「経済民主主義思考の萌芽——K・ツウィンクの所論をもとにして——」『埼玉大学・社会科学論集』第三七号（昭和五一年三月）、同「経済民主主義の基礎概念」同上誌、第四〇号（昭和五二年十二月）、同「経済民主主義と組織された資本主義」同上誌、第四一號（昭和五三年三月）、大橋昭一・長砂実編著『経済民主主義と経営参加』昭和五六年、とくにその第一章と第二章。

二 経済民主主義の思想的先駆

ナフタリによれば、「経済民主主義の思想史は、これまで書かれたことがない。われわれはいづ誰によつて『経済民主主義 (Wirtschaftsdemokratie)』という表現がはじめて使用されるようになったかは正確に確定することができないし、この概念が経験した変化を展望することもできない。」⁽¹⁾ たしかに経済民主主義の思想は、特定の思想家の独創的な頭脳のなかから生れたのではなく、現実の労働運動の経験の蓄積のなかから徐々に形成されたものであるから、その思想的系譜を一義的に確定することは難しい。しかしながら、それが現実の労働運動の多様性のなかからなんの方向づけもなしに、生れてきたわけでないことも確かである。そこでわれわれは、この

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ような制約を前提にしながら、第一次大戦前のドイツにおいて経済民主主義の形成に一定の影響を及ぼしたと思われる三つの思想的先駆をとり上げること⁽²⁾にしたい。

- (1) Fritz Naphthali, herausgegeben im Auftrage des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes, *Wirtschafts-demokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel*, Berlin 1928 (Abk: "Wirtschaftsdemokratie"), S. 7. 拙訳「フリッツ・ナフタリ編『経済民主主義』(1)』成城大学・経済研究』第六一号(昭和五三年三月)、九一ページ。なお本書は、ドイツ労働組合総同盟の委託による共同研究の成果をナフタリがまとめたものだが、ここでは便宜上、ナフタリの著書のような形で引用する。

- (2) ヴァイマル経済民主主義の形成に重要な役割を果たしたルドルフ・ヒルファディング(Rudolf Hilferding)については、本稿では、第一次大戦前という時期限定を行なっているため取り上げない。別稿として予定しているヴァイマル期の経済民主主義の研究のなかで論ずるつもりである。最近のわが国のヒルファディング研究としては、上条勇氏の一連の研究が出色である。上条勇「第一次大戦とヒルファディングの帝国主義論」『北大・経済学研究』第二六卷第三号(一九七六年八月)、同「ヒルファディングの『組織された資本主義』論」(1)~(4)同上誌、第二七卷第二号(一九七七年五月)、第三号(一九七七年八月)、第二八卷第二号(一九七八年六月)、第四号(一九七八年十一月)、同「第一次大戦前夜のヒルファディング——社会主義と帝国主義——」同上誌、第二九卷第一号(一九七九年三月)、同「ドイツ十一月革命とヒルファディングの社会化論」同上誌、第二九卷第三号(一九七九年八月)。なお同上誌、第二八卷第二号の論文でヒルファディングの「経済民主主義」論が取り上げられている。参照されたい。

ウエップ夫妻 (Sidney & Beatrice Webb) は、『産業民主主義』(一八九七年)のなかで、イギリスにおける労働組合運動の歴史と理論の分析をふまえて労働組合の組織を産業領域における民主主義の重要な要素として位置づけ、労働組合が標準賃金引上げ政策を通じてナショナル・ミニマムを実現する機能を有すること、さらに労働組合は、資本主義経営のトラスト化のもとで「社会的圧制に対する唯一の有効な防波堤」としての機能を有するとともに、産業の公共的管理への漸次的移行が行なわれるさいには、従来の労働組合の共済組合的機能に代って、生産者利益と消費者利益を統一する役割が期待されることを認めた。⁽⁴⁾ ウエップ夫妻にとって、「産業民主主義」の概念は、労働組合運動が当時のイギリスにおいて一般に見られていたような反社会的な存在ではなく、むしろ逆に、その民主主義的発展を通じて社会全体の利益と一致するし、一致しなければならぬことを明らかにする概念であると同時に、社会主義的秩序を展望する概念としても有効性をもつものであった。産業民主主義の最高の目標は、個人に最大の自由と最大限の展開可能性を保證することにあり、社会システムとしては、部分利益を代表する生産者にたいする市民⇨消費者の優位を保證することのうちに見出されるが、しかしこれは、社会的弊害を伴う資本主義経済システムのもとでは満たされず、社会主義社会においてはじめて可能であった。しかし社会主義の萌芽は、すでに資本主義のなかに組織的に現われているので、一步一步漸進主義的に、つまり経済生活への国家介入の増大(社会立法や累進課税等)および国・地方自治体レベルでの公共事業の拡大を通して資本主義を空洞化し、民主主義的方法によって社会主義社会のシステムを導入することができる⁽⁵⁾と考えられたのであった。

ウエップ夫妻の『産業民主主義』のドイツ語訳が出されたのは、一九〇六年である。⁽⁶⁾しかし『イギリス労働組合運動史』(一八九四年)のドイツ語訳の方は、それよりも早く、一八九五年に初版が出され、一九〇六年には再

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

版を重ねている。⁽⁷⁾このイギリスの労働組合運動の経験のなから生れた産業民主主義の思想が、第一次大戦前のドイツの労働組合運動にどのような影響を及ぼしたかを具体的に確定することは難しい。しかしイギリスの状況とは異って、政府・雇主側の前近代的な支配のもとで、団体協約の交渉相手としてさえ承認されていなかった当時のドイツの労働組合運動の指導者たちにとって、この思想はドイツにおける組合運動の市民権を獲得するための導きの星とみられたと推定することは可能であろう。⁽⁸⁾第一次大戦後のヴァイマル期の経済民主主義と対比するならば、漸進的社会主義、国家介入の増大、公共事業の拡大、行政への参加など類似する部分が少なからず見出せるが、⁽⁹⁾しかしそれにも拘らず、フェビアン社会主義に特徴的な消費者民主主義を社会全体の利益とみる考え方や、後にイギリス社会政策の基本理念となったナショナル・ミニマムの考え方は、結局はドイツに定着することができなかった。このことは、ドイツにおける経済民主主義の萌芽がイギリスの産業民主主義の養分を吸収しながらも、ドイツ固有の土壌のなかから成長してきたことを示していると言えるだろう。シャートシャーベルの言葉を借れば、「ドイツ語圏で『経済民主主義 (Wirtschaftsdemokratie)』という表現は、はじめから特別なアクセントをもっていた。言うまでもなく、この表現は、……まさしく労働組合における対決によって特殊な内容で満たされていた」のであった。⁽¹⁰⁾

(7) Sidney & Beatrice Webb, *Industrial Democracy, 1897* (reprinted by Augustus M. Kelley, New York, 1965), pp. 766—789, 817. シドニー&ベアトリス・ウェブ、高野岩三郎訳『産業民主制論』(初版一九二七年)覆刻版、一九六九年、九三七—九六〇ページ、一〇〇二ページ。

(8) *Ibid.*, pp. 824—825. 同上訳、一〇一〇—一〇一三ページ。

- (5) ウェップ夫妻における産業民主主義と社会主義との関係については、岡真人「ウェップ夫妻における社会主義と産業主義——確立期の『大英社会主義国の構成』と晩年期の『ソヴェト・コミュニズム』との関連について——」『橋論叢』第八〇巻第四号（一九七八年十月）、同「ウェップ夫妻の社会主義像試論——第一次大戦直後の確立期における『大英社会主義国の構成』を中心に——」『社会思想史学会編』『社会思想史研究』第二号（一九七八年十月）、およびウェップ夫妻を含むフェビアン社会主義の社会政策思想をホブスボームの研究を介して批判的にとり上げた木村正身教授のすぐれた論稿「フェビアン社会主義の社会政策思想」『香川大学・経済論叢』第五一卷第三・四号（昭和五三年十月）もあわせて参照いただきたい。
- (6) S. u. B. Webb, *Theorie und Praxis der englischen Gewerkevereine (Industrial Democracy)*, Stuttgart 1906.
- (7) S. u. B. Webb, *Die Geschichte der Britischen Trade Unionismus*, übers. v. R. Bernstein, mit Noten versehen v. E. Bernstein, Stuttgart 1895, 2. rev. Aufl., Stuttgart 1906.
- (8) Vgl. Markus Beck, *Wirtschaftsdemokratie*, Zürich und St. Gallen 1962, S. 24. Fritz Vilmar und Karl-Otto Sattler, *Wirtschaftsdemokratie und Humanisierung der Arbeit. Systematische Integration der wichtigsten Konzepte*, Köln u. Frankfurt am Main 1978, S. 22—3.
- (9) ナフタリは次のように述べている。「労働運動の思想界には経済民主主義とか英語でいう産業民主主義の概念が三〇年以上も前に、イギリスでは一八九七年に、シドニー&ビアトリス・ウェップの著書『産業民主主義』によって導入された。だがこの概念が、最初はアングロサクソンの国々で、ついドイツにおいて、大きな意義を獲得するようになったのははるか後であり、実際には〔第一次大〕戦後になってからのことである。」（『Wirtschaftsdemokratie』S. 7. 拙訳（一）『成城大学・経済研究』第六一号、九一—九二頁）
- (10) Hans G. Schachsabel, *Die Mitbestimmung der Arbeitnehmer in der Wirtschaftsführung der Unternehmen*

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

nung auf betrieblicher Ebene in der Auffassung der Gewerkschaften und der Arbeitgeberverbände, in: Walter Weddigen (Hrsg.), *Zur Theorie und Praxis der Mitbestimmung*, 2. Band, Schriften des Vereins für Socialpolitik, Neue Folge Band 24/II, Berlin 1964, S. 15, Anm. 4. シャンハイシャーネルは「ドイツ語の Wirtschaftsdemokratie は、英語の Industrial Democracy の訳語以上の意味をもたないという見方をとっているが、両者の思想内容を検討すれば、訳語以上の意味をもっていることは明らかである。これをふまえたうえで、Wirtschaftsdemokratie という表現に付着している「特別なアクセント」が問題にされるべきだろう。なお、ナントリの『経済民主主義』にたいするある書評は、「ウェップ夫妻は労働組合そのものの内部における『産業民主主義』について語ったが、ナフタリたちは労働組合と企業組織との間の『経済民主主義』について語った」と述べているが、これも双方の概念を狭くとり過ぎている。(Bibliographie: Fritz Naphtali, „Wirtschaftsdemokratie“, *Ihr Wesen, Weg und Ziel*. Verlagsgesellschaft des ADGB, Berlin 1928, in: *Unter dem Banner des Marxismus*, III. Jg., 1929, S. 772.)

(B) ベルンシュタインの修正主義論

イギリス生れの産業民主主義とドイツの経済民主主義との間のイデオロギー的架橋は、ドイツ社会民主党の修正主義理論家エドゥアルト・ベルンシュタイン (Eduard Bernstein) によってなされた。ベルンシュタインの修正主義理論は、彼のロンドン亡命中にフェビアン社会主義者との接触を介して完成されたものであり、一定の影響関係が認められることは今日では周知の事実⁽¹¹⁾に属する。しかしフェビアン社会主義の影響を過大に評価することは、ベルンシュタイン自身も警告しているように⁽¹²⁾、誤りと言わなければならない。むしろベルンシュタインの理論的故

郷は、一部はマルクス、エンゲルスの思想に、しかしより多くラッサール主義の政治論に求められる。彼は、ドイツ社会主義の伝統の中に身をおきつつ、フェビアン社会主義の柔軟な現実主義的感覚から学ぶことによつて、一八九〇年代のドイツ資本主義がむかえつつあった新しい状況に適應する理論をつくり上げようとしたのであつた。ベルンシュタインの著名な論争書『社会主義の諸前提と社会民主主義の任務』⁽¹³⁾（一八九九年）は、マルクス主義革命論とその前提にあるプロレタリアートの絶対的窮乏化論、資本主義の必然的崩壊論にたいする原理的批判とともに、現代資本主義における恐慌の緩和の可能性と中産階層の肥大化傾向という好況期に特徴的な現象を鋭くとらえている。ここからベルンシュタインは、合法政党としての社会民主党がとるべき戦術として議會民主主義による政權の獲得と労働者階級を主体とした漸進的社会改革を提唱した。このベルンシュタインの見解にたいして、カウツキーらの中央派、ローザ・ルクセンブルクらの左派から批判が浴せられ、激しい路線論争が展開されたことは知られている。⁽¹⁴⁾ここでは論争の当否はともかくとして、經濟民主主義の生成という観点から、ベルンシュタインについて次の点を確定しておきたい。

第一に、ベルンシュタインの主要な関心事は、理論家としてはマルクス主義の原理的修正と、現実政治家としては帝國議會選挙における党勢拡大とプロイセン三級選挙法の民主化という政治的民主主義の実現にあり、いまだ經濟民主主義は固有の課題として意識されていない。ベルンシュタインの有名なテーゼ——「民主主義は、手段であると同時に目的でもある。それは社会主義を闘いとする手段であり、また社会主義實現の形態でもある。」⁽¹⁵⁾——は、のちのヴァイマル經濟民主主義に連らなる基本線ではあるが、この時点ではまだ政治的民主主義こそが当面の課題であつた。しかしそれにも拘らず、というよりもそれ故にと言ふべきだろうか、第二に、ベルンシュタイ

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ンの現実政策的プログラムのなかには、経済民主主義の萌芽とみられる要素が含まれていた。例えば労働組合について、「労働組合は、その社会政治的地位からすれば、産業での民主的要素である。労働組合のもつ傾向は、資本の絶対主義を打破し、産業管理にたいする直接的影響力を労働者にもたせることである。」と述べて、労働組合を民主主義の不可欠な機関として最初に理解した功績をイギリスの著述家たちに、とりわけウェップ夫妻の『産業民主主義』に帰している。⁽¹⁶⁾ さらに労働者協同組合についても、「それらは、労働者の組織として、社会主義的解放の貴重な不可欠なこに発展するのに十分なほど、社会主義の要素を自己のうちに蔵している。それらの組織や管理が完全にそれら自身にゆだねられていれば、それらはきっと、その経済的諸任務をもっともよく果すであろう。」という見通しを示している。⁽¹⁷⁾ そのほかに自治体政策、労働争議調停裁判所や労働会議所などの民主的な自治制度、公共事業、とくに教育制度や相互扶助制度(保険等)の拡大にたいする評価が随所に見られる。⁽¹⁸⁾ 最後に第三に、ベルンシュタインの理論は、第一次大戦前の自由労働組合および総務委員会の改良主義的路線⁽¹⁹⁾を理論的に正当化する役割を果たしたことである。ヴァイマル末期に完成されたナフタリの『経済民主主義』が社会民主党の理論家と労働組合の活動家の共同研究の成果であったことを考えるならば、すでにこの時期に両者の共働の萌芽を看取することができるわけだが、しかしそれにも拘らず、ベルンシュタインと自由労働組合の指導者たちの間に当時の民主化の課題について一定の見解の相違があったことは止目されねばならない。⁽¹⁹⁾当初、「組合中立論」の立場に立っていた自由労働組合の指導者たちは、ベルンシュタインの修正主義論を党内論争の問題として関与しようとしなかったし、また理論問題にもならん関心を示さなかったと言われる。⁽²⁰⁾しかし後述するように、一八九〇年代末頃から社会政策的活動に専念しはじめると、急速にベルンシュタインの漸進主義的社会主義

理論への接近がはじまり、党内修正主義派の積極的な支持基盤となるが、その場合でもベルンシュタインが労働組合の改良主義的運動を「産業民主主義」——ベルンシュタインの時代にはまだ「経済民主主義」という言葉は一般に用いられていなかった——の一要素と認める限りであって、両者の相違は、一九〇四／五年の政治的大衆ストライキ論争における対応の相違となって明白に現われていた。⁽²²⁾ベルンシュタインは、プロイセン三級選挙法によって支配されている政治的後進国においては、政治的民主主義の観点から防禦手段という限定つきではあるが大衆ストライキに賛成したの⁽²²⁾にたいし、自由労働組合の指導者たちにとって政治的大衆ストライキは、改良主義的闘争によって獲得した社会政策的成果を台無しにし、政府・雇主の抑圧政策のもとで苦勞して築き上げ、今や強大な勢力に成長した組合組織を一夜にして崩壊せしめる愚行以外のなものでもなかったのである。⁽²³⁾

- (11) Peter Gay, *The Dilemma of Democratic Socialism, Eduard Bernstein's Challenge to Marx*, Columbia University Press, 1952, pp. 60—81, 104—109. ビーター・ゲイ、長尾克子訳『ベルンシュタイン——民主的社会主义のディレンマ』一九八〇年、七〇—九八ページ、一一〇—一二四ページ。関嘉彦『ベルンシュタインと修正主義』一九八一年、七七一—〇四ページ。

- (12) P. Gay, *op. cit.*, p. 108, note 57. 長尾訳、前掲書、一三三ページ注(57)。

- (13) Eduard Bernstein, *Die Voraussetzungen des Sozialismus und die Aufgaben der Sozialdemokratie* (1899), 2. Aufl., Stuttgart 1921, Hannover 1964 (Abk.: "Voraussetzungen"). ヘルンシュタイン、戸原四郎訳『社会主義の前提と社会民主党の任務』(世界大思想全集、社会・宗教・科学思想篇15)

- (14) 安世舟『ドイツ社会民主党史序説』一九七三年、一四一—一六一ページ。浅井啓吾『ドイツ社会民主党史研究序説』『関東学院大学・経済系』(上)(下) 第五七集(一九六三年七月)、第五九、六〇集合併号(一九六四年三月)参照。

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

- (15) “Voraussetzungen”, S. 178. 戸原訳、前掲書、一四九ページ。なおヘルンシュタインの民主主義観との関連で、彼の国家観を示す言葉を掲げておこう。「国家は抑圧の機関でも、所有者の事業の保護者でもない。……国家は、その社会政策的性質をその社会的内容とともに変えるところの共同生活の形式であり、また統治の機関である。」(E. Bernstein, *Der Sozialismus einst und jetzt*, Berlin 1922, S. 88) こうした管理機能的側面からとらえるヘルンシュタインの国家観は、そのまま経済民主主義の国家観に直接する。ヘルンシュタインの国家論にかんするシャープな研究として、浅井啓吾「ドイツ社会民主党の国家論」『関東学院大学・経済系』第六二集（一九六四年十月）、二八一三五ページがある。

- (16) “Voraussetzungen”, S. 174—5. 戸原訳、前掲書、一四五—六ページ。
- (17) *Ibid.*, S. 222. 同訳、一八四ページ。
- (18) *Vgl. ibid.*, S. 129 ff. 同訳、一〇六ページ以下。
- (19) M・ベックをはじめ、フュルマー、ザトラ、ターダなど最近の西ドイツの経済民主主義の研究では、ヘルンシュタインの修正主義論からヴァイマル期の経済民主主義がストリートに導き出されている。(Vgl. M. Beck, *op. cit.*, S. 24f. F. Vilmar u. K. O. Sattler, *op. cit.*, S. 22 ff. Rudolf F. Kuda, *Zur Einführung*, in: F. Nappitali, *Wirtschaftsdemokratie. Ihr Wesen, Weg und Ziel*, hrsg. u. eingel. von R. F. Kuda, 4. Aufl., Köln und Frankfurt am Main 1977, S. 7—8.) たしかに両者の間の連続性は認められるが、しかし何故ヘルンシュタインの思想が経済民主主義の萌芽にとどまらざるを得なかったかという問題までつっこんでとらえる必要がある。本稿では、ヘルンシュタインと自由労働組合の指導者たちの間の見解の相違にその答えを見出している。

- (20) 安世舟、前掲書、一四六—八ページ。

- (21) 花見忠『労働組合の政治的役割—ドイツにおける経験』一九六五年、八二—五ページ。

(22) ベルンシュタインは、一九〇五年の大衆ストライキ論争の渦中であつて、次のような見解を表明している。

「それ故、次のような問いをたてておくことは緊急である。帝國議會選挙権の縮小が行なわれる場合、社会民主党はいかなる態度をとるか。ドイツの労働者階級はいかなる態度をとるか。集会で観念的に抗議するだけで打切ることが出来るだろうか。打切つてよいものだろうか。問いをたてることはこれに答えることである。ドイツ、とくにプロイセンで政治ストライキが行なわれれば、いろいろ困難があることはよくわかつてはいるが、私はためらわずにこう言いたい。他に方法はないのだ。政治ストライキを行なわなければならない。抵抗は試みられなければならない。そしてたとえ困難ではあつても、希望がないわけではないのだ。」(E. Bernstein, "Ist der politische Streik in Deutschland möglich?", Sozialistische Monatshefte, 9. Jahrgang, 1. Band, 1905, S. 36.)

(23) 政治的大衆ストライキ論争がたかかわされた社会民主党イェーナ大会(一九〇五年九月十七(二三日)に先がけて、自由労働組合のケルン大会(同年五月二二(二七日)が開催され、いわばこの論争を牽制するような形で建築職人組合委員長ベエメルブルク(Theodor Bömelburg)の政治的大衆ストライキ反対決議が採択された。

「第五回ドイツ労働組合大会は、次のことを労働組合の避けられない義務とみなす。すなわち、労働組合は、その存立根拠となつており、且つその課題充足を可能にするすべての法律の改善のために闘い、現存の国内法を制限するあらゆる試みにたいしては決然と対決すること、これである。このために必要な闘争の戦術といえども、他のどの戦術ともまったく同様に、その時々々の諸事情に従つて採用されなければならない。それ故大会は、政治的大衆ストライキの宣伝によつて特定の戦術を確定しようとする一切の試みは非難されるべきであると考える。大会は、組織労働者がそのような試みにエネルギーに反対することを望む。無政府主義者と経済的闘争の分野でなんらの経験もない人々によつて主張されるようなゼネラルストライキについて、大会は議論にならないと考える。大会は、労働者がそのような空論を信じたり言いふらしたりして、労働者組織を強化するために携わっている日常的ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

業務から引き離されないう警告すべし。」(Protokoll der Verhandlungen des fünften Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, abgehalten zu Köln a. Rh. vom 22. bis 27. Mai 1905, in: Protokoll der Verhandlungen der Kongresse der Gewerkschaften Deutschlands, Band 2, Berlin, Bonn 1979, S. 30.)

(C) カール・レギーンの労働組合論

旋盤工として身をおこし、ハンブルグ旋盤工組合委員(一八八六年)、旋盤工全国組合委員長を経て、一八九〇年自由労働組合の全国組織の結成とともに、その最高指導機関である総務委員会(Generalkommission)に選出されたカール・レギーン(Carl Legien)は、その死(一九二〇年)までの三〇年間、当時の自由労働組合の運動のみならず、その後のヴァイマル期の労働組合運動にも大きな足跡を残した⁽²⁴⁾。ここでは、われわれの課題にとって最も適切と思われるライバルト(Theodor Leipart)のレギーン追悼論文⁽²⁵⁾を中心に、彼の労働組合論をまとめておきた。なぜならライバルトは、ハンブルクの旋盤工時代からのレギーンの終生の友であり、またレギーンの死後その遺志をついでドイツ労働組合総同盟(自由労働組合の後身)の議長に就任し、ヴァイマル経済民主主義の推進役となった人物だからである。

そのライバルトによれば、レギーンは、労働組合の目標として次の三つの課題を考えていた。第一に、「よりよい生存条件のための闘争、第二に、労働者の教育水準の向上、第三に、資本主義的な生産経済の改革である。まず第一のよりよい生存条件のための闘争とは、よりよい賃金と労働条件の達成のための闘争を意味しており、労働組合の最も基本的な条件であるので、ここでは評論するまでもあるまい。むしろレギーンの労働組合論にとつて特徴的なことは、第二の労働者の教育水準の向上という点にある。レギーンは、一八九二年の自由労働組合ハ

ルバーシュエタット大会後の“*Sozialpolitische Zentralblatt*”誌の中で、労働組合の教育的機能について次のように述べている。「労働組合の組織は、労働者の学校と考えることができる。そして組織の強化はすべて、この教育的作用を高めるものでなければならない。賃金闘争はしかし、労働者に今日の生産過程を改革する能力を身につける上でどうしても必要な独自性をつくり出し、強化する。それ故、労働者によりよい生存条件をつくり出すという目的でつくられた労働組合の組織は、同時にプロレタリアートの教育と学習の場となる。」こうした労働組合による労働者教育の主要な目標は、「労働者が直ぐにも、社会の中で同権的地位を、単に理論的に——これはすでに言われている——ばかりでなく、実践的にも闘いとる力を獲得する」ことにある。しかし労働者教育の目標は、レギーンの考えでは、「同権的地位」の獲得にとどまらず、「文化」に参与するものでなければならぬ。一八九九年に総務委員会の委託で、労働者の団結権にたいする政府・雇主側の攻撃に反対するために書かれたパンフレットの中で、レギーンは述べている。「労働者の団結がなければ、労働者階級は、現代の商品生産のもとでは最低の生活水準と最低の精神的発展の水準におしきげられ、文化にとつて危険となるような状態がつくり出されるだろう。」「労働組合の組織は、労働者階級の生計費と同時に教養を高めるばかりではなく、労働者の精神に直接好都合に作用することによって、文化に貢献する。労働組合は、労働者を連帯に導く。そして所有者階級が明確な自意識と身分意識のなかに精神的進歩を見るように、連帯感によって担われた労働者は、いつも不十分な教養と同義語である粗野で、卑俗なエゴイズムの立場を超える。」この文章から理解されるように、レギーンにとって「文化」とは、「ストライキ破り」を行なわないようなドイツ労働者の「連帯感情」、つまり一つの倫理感として表現されるのであり、労働者階級が階級エゴイズムを超えて全体利益に奉仕しうる能力を身につけ

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ることを意味していた。⁽²⁶⁾ この倫理は、ナショナルリズムと結びついて後に第一次大戦時に総務委員会がいち早く行なった戦争協力の表明を説明する有力な鍵となるが、それはともかくとして、ここでは、労働者教育によって獲得される「文化」が、さらに第三の資本主義的な生産経済の改革と結びつくことを指摘しておかねばならない。つまりレギーンにとって、労働者階級が階級エゴイズムを超えた視野から資本主義的な生産経済の改革に従事することが労働組合の最後の、そして究極的な課題となる。レギーンは、このような改革を一八九二年には「生産の社会化」(Sozialisierung der Produktion)と呼んだが、後に一九〇〇年には、「生産の民主化」(Demokratisierung der Produktion)と表現を改めている。「生産の民主化」とは、雇主と労働組合の間で労働協約共同体(Tarifgemeinschaften)を形成することによって、雇主の前近代的なHerr-in-Hause的支配を終らせ、「社会の中での労働者の同権的地位」を確立することを意味する。レギーンによれば、「労働協約共同体は、労働者組織の弱さのしるしではなく、反対に強さの証明である。なぜなら、当該職業や地域の企業家たちが、彼らの望む個別的労働契約の代りに、集団的労働契約に入ることを強制されることの確かな表現だからである。」

ところで、レギーンは、一八九六年の自由労働組合ベルリン大会(五月四―八日)の最終日の閉会の辞のなかで、「経済的同権のない政治的自由は、プロレタリアートにとって空語である。」⁽²⁷⁾と語っている。この言葉を、彼が「生産の民主化」の概念によって「工場経営における絶対主義」の民主的規制を要求したことを考え合せてみるならば、政治的民主主義の要求に主要な目標をおいた上述のベルンシュタインとは逆に、レギーンは経済民主主義——ここでは「経済的同権」||「生産の民主化」——に固有な課題を見ていたと言えることができるだろう。

この意味でわれわれは、レギーンのなかに、ベルンシュタインよりも一歩進んだ形での経済民主主義の萌芽を認

めるところに在るのである。⁽²⁵⁾

(24) レギーンの「人と業績」については、Theodor Leipart, Carl Legien, Reprint der Ausgabe von 1929, Köln 1981. 久保敬治「ドイツ労組リーダー論」(『日本労働協会雑誌』第二七二号(一九八一年十一月)、二八一—三四ページ、第二七三号(一九八一年十二月)、二二三—三四ページ参照。

(25) Theodor Leipart, Gewerkschaften und Volk. Zum Gedächtnis von Carl Legiens Sterbetag, in: Die Arbeit, Zeitschrift für Gewerkschaftspolitik und Wirtschaftskunde, Heft 1, 1926, S. 1—8. なお本文中「レギーン」の言葉として「」でくくってある文章は、とくに断りのないかぎり、ライハルト論文からの引用である。なおレギーン自身の論文としては、Carl Legien, Die Gewerkschaften, in: Friedrich Thimme und Carl Legien, Die Arbeiterschaft im neuen Deutschland, Leipzig 1915, S. 90—97 などを参照。

(26) レギーンの労働組合観との関連で、「労働者の「階級的な感覚」と「仲間意識」という倫理を、尊重するべき「理想主義」即ち「文化価値」として高い評価を与えた同時代の自由主義者マックス・ウェーバーの次のような発言が想起されてよい。「私自身は明らかに次のような立場に立っています。それは労働組合が自由な闘争によって実際に多く獲得するか、わずかしか獲得しないかということとは無関係に、私にとって労働組合は一つの固有な価値を意味している、という事です。……社会主義の内部で理想主義的な労働と理想主義的な信念が宿る唯一の場所は、労働組合です。わがドイツの諸事情のもとでは、将来もそうでしょう。だからこそ私は、労働組合の存在を脅すどんな提案とも反対します。」(Max Weber, Debatterede zu den Verhandlungen des Vereins für Sozialpolitik in Mannheim 1905 über das Arbeitsverhältnis in den privaten Riesenbetrieben, in: Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik von Max Weber, herausgegeben von Marianne Weber, Tübingen 1924, S. 398—9.)

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

マックス・ウェーバーの労働組合観については、中村貞二教授の卓抜した力作『マックス・ウェーバー研究』（一九七二年）、とくに二四四ページ以下を参照いただきたい。私は、レギーンの考え方のなかに、前近代的なドイツ社会の「市民社会化」という課題にかけてウェーバーやその盟友であるフリードリッヒ・ナウマンと触れ合うものがあつたのではあるまいかと考えるが、この問題は残された仕事である。因みに、フリッツ・ナフタリは、『経済民主主義』（一九二八年）が出版された翌年、この著書にたいする各方面からの反響を総括した論文の中で次のように述べている。「民主主義者のサイドから、経済民主主義のプログラムはフリードリッヒ・ナウマンの理念をうけられているにすぎないと言われている。もちろんナウマンが主張した進歩的な見解との接点はある。われわれはこれを恥じる必要はないわけだが、しかし相違点だけは強調しておかねばならない。それは、ナウマンにとって究極目標であつた労働者の産業市民（*Industriebürgertum*）の段階は、われわれにとっては、資本主義の除去への「つまり社会主義の実現への途上の最初の段階にすぎない。」（Fritz Naphthali, *Debatten zur Wirtschaftsdemokratie*, in: *Die Gesellschaft. Internationale Revue für Sozialismus und Politik*, I. Bd., 1929, S. 218—9.）

- (27) Protokoll der Verhandlungen des zweiten Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands, abgehalten zu Berlin vom 2. bis 8. Mai 1896, in: *Protokolle der Verhandlungen der Kongresse der Gewerkschaften Deutschlands*, Bd. 1 (1892, 1896, 1899), Berlin, Bonn 1979, S. 137. ライバルトは一八九七年の論文のなかでも、レギーンは同種の趣旨の言葉（「経済的自由がなければ政治的自由はありえない」）を強調していると述べて、自分の経験を次のように語っている。「われわれは、一九一八年の革命後に労働者階級のために、政治的自由を獲得したとき、多くの人は、これと連動して経済的従属と資本主義的搾取の条件がほとんど変らなかつたことに激しい失望感を味わつた。労働者が一時的に手にした政治権力をもつただけは、経済問題について多くは変らなかつた。」（Th. Leipart,

a. a. O., S. 6.) これがライバルトにおける経済民主主義の要求の原体験であり、二五年も前のレギーンの見通しの正しさを示す証明ともなっている。

(28) 一九二五年、経済民主主義をめぐる議論が最高潮に達したドイツ労働組合総同盟ブレスラウ大会で、イエツケル(Hermann Jäckel) は、報告の中でカール・レギーンの業績を回顧して次のように述べている。「カール・レギーンが二五年も前に、経済民主主義、あるいは当時彼が呼んだような生産民主主義を「労働組合の」引用者「目標として描いていたことは非常に興味深いことです。……二五年も前にです！—このことが何を意味するかを忘れてはなりません。その当時われわれは、帝国議会から閉め出されていたわけではありませんが、邦議会からは排除されてきました。地方自治体の議会への扉は、われわれには閉ざされており、労働組合に属する政治的に組織された労働者は、国家活動からきっぱりと閉め出されていたのです。今日われわれは、建設的な社会主義をもっていると言われています。今日では社会主義は、日常闘争の内容になりました。当時レギーンがはるかに遠くにある労働組合の目標として理論的に打ち出した経済民主主義は、今日では労働組合の日常闘争の対象になっています。」(Hermann Jäckel, Die Wirtschaftsdemokratie, in: Protokoll der Verhandlungen des 12. Kongresses der Gewerkschaften Deutschlands (2. Bundestag des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes), abgehalten in Breslau vom 31. August bis 4. September 1925, Berlin 1925, S. 211.)

三 第一次大戦前の自由労働組合

(A) 一八四八／九年革命後の労働組合運動

一八四八／九年革命後の労働組合運動は、五〇年代の反革命の時期を経て、六〇年代の資本主義と諸邦におけるヴァイマル経済民主主義の成立前史

ウァイマル経済民主主義の成立前史

る団結禁止の緩和の動きを背景に活動を開始した。一八六二年にライプツィヒの印刷工組合の結成を皮切りに、機械工組合、煙草労働者組合等の地方別の職業別労働組合が生まれ、全国組織にむかって動きはじめた。⁽¹⁾これらの組織は、もともと政党とは直接関係なしに成立したが、他方で一八六七年の北ドイツ連邦議会の普通選挙に前後して、労働者組織の育成と掌握をめざして政党の組織化がすすめられた。ヒルシュレイドウンカー系の自由主義的労働組合のほか、社会主義的労働者政党として、ラッサール派の「ドイツ労働者総同盟」(Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein)とマルクス派の「社会民主労働者党」(Sozialdemokratische Arbeiterpartei)、「いわゆるアイゼナツハ派が結成された。ラッサール派とアイゼナツハ派は、のちにゴータにおいて合同し(一八七五年)、「ドイツ社会主義労働者党」(Sozialistische Arbeiterpartei Deutschlands)を設立して、当時の労働組合運動に支配的な影響力をもつにいたった。⁽²⁾こうした社会主義勢力の急成長に危惧を懐いたビスマルクは、一八七八年に、ユンカーと大資本家グループの支持のもとに社会主義者鎮圧法を制定し、社会主義者の国外追放とその影響下にある労働組合の解散を命じた。この結果、社会主義政党は非合法化され、労働組合も当座はほとんど麻痺状態に陥った。党は秘密組織、非合法新聞、国外での党大会という活動形態を余儀なくされたが、労働組合の方は、社会主義にかからわれないという条件つきで存続が認められたため、親睦団体あるいは共済組織に形をかえて弾圧を免れたのであった。社会主義者鎮圧法が猛威をふるった十二年間、ドイツの社会主義政党および労働組合運動は、暗い谷間の時期をむかえたにも拘らず、むしろ予想外の増勢を示したが、⁽³⁾両者にたいする弾圧の程度のちがいがそれぞれに異った作用をもたらし、弾圧法廃止後の運動の方向を規定するにいたった。社会主義政党は、海外亡命者グループまたは秘密組織によって活動が続けられたため、ここでは帝国にたいする緊張関係と危機感から階級闘争を党の

第一の任務とする急進派が主流を形成した⁽⁴⁾。しかし他方で、鎮圧法下でも帝国議会はじめ各種の議会活動への参加だけは公認されていたため、「議会活動が当然、党生活の基軸的な位置をしめるようになった⁽⁵⁾。」ここに、鎮圧法廃止後にこの党の議会政党化への傾斜を促進した修正主義グループの素地がつくられた。鎮圧法下の労働組合においても、階級闘争第一主義の立場から政治的労働組合を主張する急進派グループが活躍したが⁽⁶⁾、しかしここでは党の場合とは逆に、これまでの活動家が排除されたことによる世代の交代も手伝って、いわゆる政党と労働組合の役割分担論、つまり政党は政権奪取のための政治闘争を担当し、労働組合は賃金・労働条件のための経済闘争に限定すべきだという改良主義的労働組合論が頭角をあらわしてきた⁽⁷⁾。この時期には、組合中立論につながるこのような論法によってのみ組合活動を正当化することができたのである。かくて党も労働組合もそれぞれの内部に対立要因をかかえながら、そして党と労働組合の間に微妙なズレを見せながら、一八九〇年代を迎えることになる。

(1) Vgl. Siegfried Nestripke, Die Gewerkschaftsbewegung, 1. Bd., Stuttgart 1922, S. 171 ff. 花見忠「前掲書」五八一―九ページ。

(2) 「ゴータ合同」にたいしマルクスがその妥協的性格を徹底的に批判したことはあまりにも有名である(『ゴータ綱領批判』)が、しかしこの合同は、労働者政党の組織的發展という点では大きな前進であった。一八七四年の黨員数は、アイゼナッハ派一六、五八三人、ラッサール派九、〇二人(一八七五年)にたいし、合同後の一八七七年には三二、〇〇〇人に増加した。また帝国議会選挙における得票率も一八七四年の選挙ではアイゼナッハ派一七一、三五一票、ラッサール派一八〇、三二九票の計三五一、六七〇票にたいし、一八七七年の選挙では四九三、四四七票に伸ばし、議席数もそれぞれ六議席、三議席の計九議席から、一八七七年の十二議席に増加している。党機関紙につい

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ても一八七七年には中央機関紙『前進』(Vorwärts)のほかは四十一の党新聞が発行され、『前進』の予約購読者は一二〇〇〇人以上にも達したと言われる。(Franz Mehring, Geschichte der deutschen Sozialdemokratie,

2. Teil, Franz Mehring Gesammelte Schriften, herausgegeben von Thomas Höhle, Hans Koch, Josef Schleistern, Berlin 1960, S. 434, 468—471. Dieter Fricke, Die Deutsche Arbeiterbewegung 1869—1890. Ihre Organisation und Tätigkeit, Leipzig 1964, S. 207. 安世舟『前掲書』四二—五二頁)

- (3) 一八七八年から一八九〇年までの十二年間に、帝国議会選挙は五回行なわれた。それぞれの年のドイツ社会主義労働者党の得票数(議席数)を示すと、『一八七八年に四三七、二〇〇票(九議席)』、『一八八一年に三二二、〇〇〇票(十二議席)』、『一八八四年に五五〇、〇〇〇票(二十四議席)』、『一八八七年に七六三、一〇〇票(十一議席)』、『一八九〇年に一四二七、三〇〇票(三五議席)』であった。労働組合については、鎮圧法制定時には、組合中央機関数三五、組合員総数約四、九〇〇人であったが、一八七八年末までに十七の中央機関が解散させられ、その後も弾圧は続いた。しかし再び勢いを盛り返し、鎮圧法末期の一八八八、八九、九〇年には、組合中央機関数は四〇、四一、五八、組合総数は、八九、七〇六人、一二二、六四七人、三〇一、二〇〇人と急上昇を示している。(安世舟『前掲書』六四—五二頁)。
D. Fricke, op. cit., S. 312)

- (4) Vgl. H. Bartel, W. Schröder, G. Seebar, H. Wolter, Der Sozialdemokrat 1879—1890. Ein Beitrag zur Rolle des Zentralorgans im Kampf der revolutionären Arbeiterbewegung gegen das Sozialistengesetz, Berlin 1975. 安世舟『前掲書』五八—七五ページ。

- (5) 飯田・中村・野田・望田『ドイツ現代政治史—名望家政治から大衆民主主義へ』昭和四十一年、一一〇ページ。

- (6) Vgl. A. Förster, op. cit., S. 69ff.

(7) Paul Umbreit, 25 Jahre Deutscher Gewerkschaftsbewegung 1890—1915, Berlin 1915, S. 5. S. Nestriepke, op. cit., S. 244 ff.

(B) 一八九〇年以後の展開

一八九〇年二月二〇日の帝國議會における社会主義者鎮圧法の延長拒否とともに、社会主義政党も自由労働組合も、早速組織再建にのり出した。前者はドイツ社会民主党 (Deutsche Sozialdemokratische Partei) と改称されて、新たに採択されたエルフルト綱領によってマルクス主義的の革命政党としての確認を行なったが、その後、合法的な議会主義政党として飛躍的前進をとげる一方で、上述のベルンシュタインらによるいわゆる修正主義論争にまきこまれていくことになる。これにたいし自由労働組合の方は、一八九〇年十一月にベルリンにおいて全国組合結成準備大会を開催したが、組織方針について意見の一致が見られず、とりあえず一八九二年に第一回全国大会を開催し、そこで再度検討することと、中央指導機関として総務委員会を設け、前記のカール・レギーンを議長とする七人の委員を選出した⁽⁸⁾。総務委員会に選任された組合指導者たちは、レギーンの労働組合観に代表されるように、現存社会の枠内での改良主義的経済闘争を第一とする労働組合主義の立場に立って、労働組合の財政的基礎の確立、統計資料の作成、情宣のための活動に精力的に従事したのであった。こうして社会民主党とは異った道を歩み出した自由労働組合は、しかしながら、一八九一〜九五年の間はかならずしも順調な発展を示したわけではなかった⁽⁹⁾。この間におけるドイツ経済の不況のため、組合員数は逆に減少を示したばかりでなく、中央集権的組織方式か地方分権的組織方式か、あるいは職能別組合か産業別組合かという設立以来の組織問題にイ

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

デオロギー問題がからんで、総務委員会の地位は安定するところがなかったのである。⁽¹⁰⁾ しかし一八九四年以降景気が次第に回復するにつれて、自由労働組合の組織も急速に拡大し、財政的基礎の確立とともに、総務委員会による「上から」の指導のもとで現実主義的な改良主義路線が定着した。⁽¹¹⁾ 以後の自由労働組合の展開については、ここでは詳論する紙幅がないので、われわれの課題とのかかわりで、これを次の三つの方向にまとめておきたいと思う。第一は、団結権の確立のための運動である。例外法（社会主義者鎮圧法）の廃止以後、労使を規制する法的関係は再びライヒ営業条令第一五二条、第一五三条の一般の規定を根拠に行なわれるようになった。⁽¹²⁾ 同条令第一五二条第一項は、団結禁止の解除をうたっており、団結権は国家的保障をうけないまでも放任されることを意味していた。ところが同第二項および同第一五三条では、個別契約の自由の原則の上に立って、団結を強要する者になりたいする刑罰規定をもうけており、むしろ団結しない自由を保護することによって、労働者の団結権を事実上著しく制限するよう定められていた。一八九〇年以降政府の労働政策は、同年のライヒ営業条令第一五三条修正案にはじまって、一八九四年のいわゆる「顛覆法案」(Unsturzvorlage)、⁽¹³⁾ さらに一八九九年の通称「懲役法案」(Zuchthausvorlage)に象徴されるように、ライヒ営業条令第一五三条の拡張による社会主義的労働組合運動の弾圧強化の方向をたどった。⁽¹⁴⁾ 雇主側も、Herr-im-Hause 的支配感覚から労働組合を一切認めようとせず、「就業希望者」つまり「ストライキ破り」からなる「黄色組合」を組織してこれに対抗したのであった。⁽¹⁵⁾ このような第一次大戦前におけるドイツ第二帝政の反動的な社会風土のもとで自らの地歩を固めなければならなかった自由労働組合と総委員会とは、常に組織防衛上の不安に脅やかされていたため、あらゆる手段を用いて団結権の確立と労働組合の市民権の獲得に主要な闘争目標をむけざるを得なかったわけである。この時期における自由労働組合総務

委員会の第二の活動方向は、社会民主党からの相対的独立を獲得するための努力である。社会民主党と自由労働組合の指導者たちの間の対立は、上述したように、すでに社会主義者鎮圧法のもので伏在していたが、一八九四年自由労働組合が増勢に向う前後から表面化した⁽¹⁵⁾。社会民主党の見方からすれば、労働組合は党の指導方針のもとに政治運動を下から支える大衆組織として位置づけられるが、それは実際にはしばしば党の単なる従属組織として軽視する態度を生んだ。とりわけ社会主義者鎮圧法廃止後、社会民主党が急速な躍進をとげたのにたいし、自由労働組合の組織化が低迷していた数年間には、党側に自由労働組合を過小評価する傾向が目立ったと言われ⁽¹⁶⁾る。これにたいし自由労働組合総務委員会は、労働組合は政党政治を追求すべきではなく、社会政策的目標を求⁽¹⁶⁾か⁽¹⁶⁾つての経済闘争をこそ第一の任務とすべきであるという組合中立論の立場から、党の組合支配からの脱出を求めたのであった。一八九四年以降、両者間で機関紙あるいは大会等において激しい応酬と調停がくり返されたが、ついに一九〇六年党指導部と総務委員会との間でとり決められたマンハイム協定によって、党からの労働組合の自立について合意が成立した⁽¹⁷⁾。以後、社会民主党内部における修正主義派の勢力伸長に対応して、両者の関係について自由労働組合の優位が確立するのである。

最後に第三の方向は、組合活動における社会政策の発展である。カール・レギーンは、一八九六年の社会民主党ゴータ大会で、政党と労働組合の役割の相違を強調して、労働組合が行なうべき固有な活動分野は社会政策にあると次のように述べている。「私は、労働組合が最も身近な社会政策の分野を取り扱うことは絶対に必要であると考えます。労働組合ほどこれに適した団体はありません。労働組合は、無条件に社会政策を行なわねばなりません。……現在の法的状態のもとでは、労働組合は社会政策に従事することはできません。しかし結社法の廢

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

止によって活動の自由が一層得られるようになれば、労働組合は直ちに——党の大会決議があらうとなかろうと——社会政策の問題に着手します。⁽¹⁸⁾ 自由労働組合は、第一回のハルバーシュタット大会（一八九二年）を除けば、どの大会でも社会政策問題を取り上げているが、とりわけ一八九〇年代末における総務委員会による指導体制の確立と政府の弾圧政策の緩和などを背景に、一八九九年のフランクフルト大会から一九〇二年のシュトゥットガルト大会にかけて、労働者保険、請負制度の規制、家内工業、失業保険、団結権、関税法の問題等当時の社会政策問題のほとんどが活発に討議され、以後の社会政策への取り組みに大きな役割を果たした。また社会政策問題に専門に従事する機関として、総務委員会のもとに社会政策局が設けられ、資料蒐集、会議、会談、展示、覚え書、請願、法案作成、立法団体への代表派遣等々のほか、総務委員会の機関紙「コレスポンデントズブラット」による社会政策関係の情報提供、プロパガンダに日常活動の重点がおかれた。一八九〇年代末以降の自由労働組合の社会政策は、従来しばしば見られたような国の社会政策にたいする批判あるいは拒否という単なる態度表明から、社会政策問題への自主的な積極的取組みに移行したが、ここにわれわれは、のちのヴァイマル経済民主主義に連らなる自由労働組合の組合活動の伝統が形づくられるのを見ることができるといえる。そこで以下、自由労働組合の社会政策がどのような方向に展開されるかを節を改めて考察することにした。

- (80) Heinz Josef Varain, *Freie Gewerkschaften, Sozialdemokratie und Staat. Die Politik der Generalkommission unter der Führung Carl Legiens (1890—1920)*, Beiträge zur Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien, Düsseldorf 1956, S. 10 ff.

(9) 一八九〇—一九一三年における自由労働組合の中央団体と組合員数の発展

年	中央 団体数	組合員数	指数
1890	52	294,551	100
1891	62	291,691	99.0
1892	56	215,511	73.2
1893	51	218,972	74.3
1894	54	245,723	83.4
1895	53	255,521	86.7
1896	51	329,230	111.8
1897	56	412,359	140.0
1898	57	493,742	167.6
1899	55	580,473	197.1
1900	58	680,427	231.0
1901	57	677,510	230.0
1902	60	733,206	248.9
1903	63	887,698	301.4
1904	63	1,052,108	357.2
1905	64	1,344,803	456.6
1906	66	1,689,709	573.6
1907	61	1,865,506	633.3
1908	60	1,831,731	621.9
1909	57	1,832,667	622.2
1910	53	2,017,298	684.9
1911	51	2,320,986	788.0
1912	48	2,530,390	859.0
1913	47	2,548,763	865.3

(Klaus Schönhoven, Expansion und Konzentration. Studien zur Entwicklung der Freien Gewerkschaften im Wilhelmischen Deutschland 1890 bis 1914, Stuttgart 1980, S.101, 125 より作成)

- (10) Gerhard A. Ritter, Die Arbeiterbewegung im Wilhelmischen Reich. Die sozialdemokratische Partei und die freien Gewerkschaften 1890—1900, 2. Aufl., Berlin 1963, S.107—127.
- (11) Ibid., S.150—175. H. J. Varain, op. cit., S.18ff.
- (12) Gerhard Erdmann, Die Entwicklung der deutschen Sozialgesetzgebung, Quellensammlung zur Kulturgeschichte, hrsg. v. W. Treue, Bd. 10, 2. erw. Aufl., Göttingen 1957, S. 295.
- (13) Karl Erich Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz. Ein Beitrag zur Geschichte der innerpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890—1914, Wiesbaden 1957, S. 102—3, 115—8 und 213ff.
- カール・エーリヒ・ボルン、鎌田武治訳『ビスマルク後の国家と社会政策』一九七三年、一四五一—一七〇—一、ヴァイマル経済民主主義の成立前史

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

二二二ページ以下。中村貞二、前掲書、二四八ページ以下参照。

- (14) S. Nestlepe, op. cit., S. 290 ff. Günther Griep, Zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung 1890—1914. Die Entwicklung der deutschen Gewerkschaftsbewegung in der Zeit vom Fall des Sozialistengesetzes bis zum Ausbruch des ersten Weltkrieges, Berlin 1960, S. 19.

- (15) Vgl. H. J. Varain, op. cit., S. 29 ff. 安世舟、前掲書、一三〇ページ以下。

- (16) メーリングは、一九〇五年に党と労働組合の関係を回顧する一文を書き、この当時党が労働組合を軽視した理由を三つ挙げてゐる。第一に、党は政治運動の圧倒的な力を目の当りにして労働組合を不必要なものとみなしたこと、第二に、資本の急速な集中化に直面して労働組合は永遠に無力な存在になると判断されたこと、第三に、労働組合は国の労働者保険によってその重要な機能を奪われ、もはややっていけなくなるだらうと考えられたこと、⁴⁸⁸。 (F. Mehring, Gewerkschaften und Sozialdemokratie, in: Die Neue Zeit, Nr. 11, 20. Jg., 2. Bd., 1901/1902, S. 323—4) 第一は党が労働組合を政治運動を強化するための補助的手段としか見ない伝統的な労働組合観から脱していないことを示しており、第二と第三は独占資本段階における国家の社会政策的介入にたいし、職業別組合の限界を見抜いてはいるが、産業別組合への脱皮を展望できなかったことを示している。この点にも、さきのヘルンシュタインの修正主義論と自由労働組合の指導者たちが結びつく間隙があった。

- (17) H. J. Varain, op. cit., S. 43—4. 花見忠、前掲書、七八ページ。安世舟、前掲書、一五八—一六一ページ。

- (18) Protokoll über die Verhandlungen des Parteitages der Sozialdemokratischen Partei Deutschlands, abgehalten zu Gotha vom 11. bis 16. Oktober 1896, Berlin 1896, S. 157.

われわれはまず、当時の自由労働組合の組合理論家、Paul Umbreitの『ドイツ労働組合運動の二〇年、一八九〇—一九一五』から、第一次大戦前の自由労働組合の社会政策的活動の一端とそれについてのウムブライトの評価を紹介しておきたいと思う。⁽¹⁹⁾ここでウムブライトを取り上げる理由は、彼が自由労働組合の幹部（一九一九年に総務委員会委員に選出）として活躍した人物であるという事情のほかに、本書が一九一五年に自由労働組合の出版局から刊行されていることから、当事者の証言として当時の様子を伝える資料の一つと目されるからである。

(イ) 建築労働者保護と家内労働者保護

建築業と家内工業は、前者については請負制度によって、後者についてはとりわけその経営規模の零細性によって劣悪な労働条件を特徴としていた。建築労働者保護の問題は、一八九五年以来、建築労働者組合とその中央委員会によって取り上げられ、一八九九年と一九〇三年に開催された建築労働者保護会議において請願、覚え書、法案の形で各支邦の政府に提出された。その後一九一〇年に、この仕事は自由労働組合総務委員会と社会政策局によってひきつがれ、一九一三年のライプツィヒ国際建築専門展示会において、労働組合自身の手によって展示用に建てられた建物の中で建築労働者保護の問題についての様々な資料が展示された。

家内労働者保護の分野では、一九〇二年のシュトゥットガルト大会の委託をうけて、総務委員会は、一九〇四年三月にベルリンで家内労働者保護会議を開催した。この会議は、一般の社会政策家の協力を得て盛大に行なわれたが、とりわけ特徴的であったことは、この会議のさいに、家内工業の労働条件についての展示がはじめて行な

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

われたことであった。その後も、第二回目の展示会が一九〇六年二月にベルリンのアカデミー会館で自由労働組合社会政策局と市民婦人協会の協力で行なわれた。第三回目の展示会は、一九〇八年にフランクフルト・アム・マインで開催され、大きな与論の反響を呼んだ。以上のような労働組合の新しい活動分野について、ウムブライトは、「たしかに努力された改革のわずかな部分しか達成されなかったけれども、しかし達成されたものは、労働組合の粘り強い、そして洞察力のある社会改良家によって支援されたプロバガンダに負っている。」⁽²⁰⁾と述べて、労働組合が積極的に自らの手で与論づくりに乗り出したことに意義を認めたのであった。

(四) 失業保険と職業紹介

失業保険の仕事も一九〇二年のシュトゥットガルト大会ではじめて着手された。一九〇〇年に景気の後退がはじまり、失業者数が急速に増大したため、すでに一部の労働組合で実施されていた失業保険の支払額が上昇した。そのため同大会では、失業扶助金を支給した労働組合に国が補助金を出すという方式を全ドイツに適用せよという要求が掲げられた。以後失業扶助金は、旅行扶助金を加えて年々増加し、いくつかの邦、又は地方自治体は労働組合の失業保険への援助にふみ切った。しかし国は、本来闘争団体である労働組合の失業保険に公金から資金援助を行なうことは適切でないという理由から、そのような労働組合による失業保険の自主管理方式を拒否したのであった。そのため、戦争直前のミュンヘン大会（一九一四年）では、失業保険問題が労働組合のプロバガンダの中心に据えられたのであった。

職業紹介は、もともと職業別組合の重要な社会政策的活動とみなされていたが、一八九〇年代に雇主側がドイ

ツ職業紹介連合会 (Verband deutscher Arbeitsnachweise) に結集して積極的な職業紹介活動を開始したのに対抗して、自由労働組合は、公的な同権的職業紹介を促進する必要があると考えるようになった。一九〇八年のハンブルグ大会では、職業紹介の法的規制と地方自治体レベルでの自治組織について議論が出され、職業紹介所法の立法化の呼びかけがなされた。その結果、一九一〇年に職業紹介所の認可義務を定めた職業紹介所法 (Stellenvermittlungsgesetz) が制定されたが、しかしこの法律では雇主側がこれをスト破りの採用に利用する可能性が残されていたため一九一一年のドレスデン大会では、ストライキ中またはロックアウト中の企業にたいしすべての職業紹介を中止すべきことが要求された。さらに同大会は、労働組合と雇主団体の協約にもとづく同権的な職業紹介が公的職業紹介と連携して組織されることを要求した。この同権的な職業紹介は、——ウムブライトの言葉を借りれば——「双方の協約パートナーの信頼と協力によって担われ、そして単に仕事を仲介するばかりでなく、全産業の繁栄のために団体協約で規制された労働関係の実施をも保証する」⁽²¹⁾ものとして期待されたのであった。

(イ) 労働会議所

労働会議所 (Arbeitskammer) は、社会民主党によって雇主と労働者の同権的構成を基礎に、労働局による労働者保護規定の発令およびその実施と監督にかんする官庁の権限を規制する機関として要求された。しかし労働組合の中では、同権的な労働会議所の代りに、労働者のみで構成される純粋な労働者会議所を要求する声が強く、一九〇五年のケルン大会では、後者の決議がなされた。こうした要求におされて、一九〇八年にライヒ政府は、労働会議所の導入を決定したが、しかしその内容は、一応労使同数の構成ではあるが、自治の原則を基礎として

おらず、監督当局の任命する議長を通じて当局のコントロール下におかれていたばかりでなく、労働者代表の選出から労働組合の職員は排除されるという制約をもっていた。この問題は、一九〇八―一一年頃の帝国議会における大きな政治的争点となったが、結局なんらの成果もないまま終わったのであった。ウムブライトは言う。「労働会議所が戦後に実現されるようになるならば、ライヒ政府は、これを十分な権能と自治行政で装備し、そしてとりわけ労働組合の専任職員を遠ざけておくという制限を撤廃するよう決議しなければならぬ。なぜならその有効な奉仕なしには、会議所はいつも正しい効果を達成することができないからである。」⁽²²⁾

(二) 消費協同組合との協力

ドイツにおける労働者協同組合の歴史は、一九〇二年にブルジョア的協同組合から分離し、クロイツナッハ大会で設立されたドイツ消費組合中央団体 (Zentralverband deutscher Konsumvereine) にはじまる。この団体は、一九〇五年にはすでに八五五の組合、七二万人の会員、九、六〇〇人の従業員、二億三千万マルクの年間売上げと二、一〇〇万マルクの自主生産を行なうほどまでに急成長をとげた。この年に自由労働組合と協同組合のナショナル・センターが相互援助の協定を結んだが、これに基いて一九〇五年の自由労働組合ケルン大会では、労働組合員にたいし協同組合への加入を呼びかけるとともに、協同組合の自主生産を支援することを決議した。協同組合の方は、従業員の雇用のさいには労働組合の職業紹介を優先すること、労働組合の賃金協定を承認すること、仕入れにさいしては飢餓賃金で生産される商品ができるだけ排除することを定めた。両者の協力関係はその後さらに発展したが、とりわけ大きな意義をもったのは国民保険 (Volksversicherung) の分野であった。一九一一年の

自由労働組合ドレスデン大会で、国民保険を一部は国の管理で、他は労働組合の管理で組織するという提案がなされたが、総務委員会はこの提案をドイツ消費組合中央団体の理事会に示し、同理事会はこれを共同で着手する用意がある旨、答えた。かくて一九二二年十二月二日に「Volkfürsorge」という名称の株式会社が設立され、一九二三年五月六日に監督局の承認を得て、七月一日より営業を開始した。「Volkfürsorge」は、同年の十二月三十一日まで七四、七四六件の保険申込みと一、三二五万マルクの保険額を達成した。さらに一九一五年七月一日までに一六八、八五二件の保険申込みと総額二、四五〇万マルクの保険額を報告している。ウムブライトにとって、このような最初の二年間における急成長は、「労働組合と協同組合による国民保険が、資産のない国民層の大きなニードに対応しており、これがなければ、私的資本に流れ込んだであろう数百万マルクを吸収した⁽²³⁾」ことを意味したのであった。

以上のウムブライトの紹介から、われわれは、当時の自由労働組合の社会政策的活動を三つの方向に整理することができるように思われる。第一は国家社会政策への関与の方向である。これは建築労働者保護と家内労働者保護の問題に現われている。この問題は、いわゆる独占資本段階における苦汗労働の問題として、最低賃金制、社会保障等の国家社会政策の一大問題領域を形成することになるが、ここではまず自由労働組合が「展示」というプロパガンダの方法によって与論づくりを開始したことに注目したい。ウムブライトも指摘しているように、この活動方法は、国家社会政策にたいしほとんど影響を与えることができなかったが、しかし他のところで述べられている労働会議所などの要求と結びついて、国家社会政策への関与の方向をもっていたと見ることができ、こ

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

の方向は、第一次大戦中の戦時協力体制のもとで労働組合による経済指導への参加へと展開する。第二は、産業自治の方向である。団結権の承認、労働協約の締結および同権的参加の要求がこれに属する。ここでは職業紹介所や労働会議所が挙げられているにとどまるが、この分野こそ第一次大戦前の自由労働組合が最も精力を注いだ分野であった。団結権の要求は、結局大戦末期まで認められなかったが、労働協約の締結については、前世紀末以来軽工業や建築業を中心に急速に普及し、それにともなつて営業裁判所における労働者側陪審員、地方自治体の職業紹介所における労働者側代表など、とりわけ地方レベルで労使の同権化がなし崩し的に進められた。しかし中央レベルおよび経済の中枢を握る重工業部門では、政府の反動的労働政策や權威主義的労使関係にはばまれて一歩も前進せず、ついに敗戦の直前に政府・軍部の權威が失墜し、重工業ブルジョアジーが自己保全のために労働組合との協力を申し出るまで、産業自治は確立することができなかった⁽²⁴⁾のである。こうした経緯をふまえてはじめて、われわれは、ドイツ革命のさ中にシュティネンスとレギーンの間で結ばれた中央労働共同体への自由労働組合の指導者たちの執念を理解することができる。第三の活動方向は、労働組合の自主事業である。この方向は、失業保険の労働組合管理や消費協同組合との“Volksfürsorge”の共同経営によく現われている。この時期にはまだほんの萌芽にすぎないが、ヴァイマル期に入ると、労働者銀行、労働者住宅供給事業、国民保険事業等の形で労働組合の事業経営が大規模に展開され、ナフタリによってヴァイマル経済民主主義の重要な要素に数えられた⁽²⁵⁾。しかし前ページの“Volksfürsorge”にたいするウムブライトの評価からもうかがえるように、当時すでにこの方向が、資本主義経済の中でこれに対抗する異質物として認識されていたわけである。

(24) Paul Umbreit, 25 Jahre Deutsche Gewerkschaftsbewegung 1890—1915, Berlin 1915, S. 101—122. 団結権の

問題については、すでに前節で若干ふれているのでここでは割愛する。

- (20) Ibid., S. 112.
- (21) Ibid., S. 117.
- (22) Ibid., S. 119.
- (23) Ibid., S. 104.
- (24) 拙稿、前掲論文(2)、『成城大学・経済研究』第五三号、一四五ページ以下参照。
- (25) “Wirtschaftsdemokratie”, S. 85 ff. 拙訳「経済民主主義」(5)『成城大学・経済研究』第六五号、一五一ページ以下。

四 おまけ

第一次大戦前の一八九〇年から一九一四年にいたるほぼ二五年間の時期は、ドイツ現代史上最大の転換期であった。ドイツ帝国統一の立役者ビスマルクの失脚後、政治的実権を掌握したのは、ヴィルヘルム二世の「個人支配」を背後から支えていたプロイセンのユンカー階級と保守派官僚であった。ビスマルクの庇護のもとで急成長をとげたドイツ・ブルジョアジーは、今やイギリス資本と互角にわたり合い、ドイツ経済を自力で担えるほどになったが、政治的にはコンカー依存体質を脱することができず、前近代的な権威主義的支配感覚をもって労働者階級に対峙した。労働者階級も産業の発展とともに増大の一途をたどり、一大社会勢力を形成しつつあった。これとともに、ドイツ社会民主党は議会主義政党として躍進をとげたが、ベルンシュタインの修正主義をめぐって激しい論争にまきこまれた。自由労働組合もナショナル・センターを結成し、総務委員会の指導のもとで多くの

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

組合官僚を擁する巨大組織に発展していった。この時期のドイツは、一方ではプロイセン三級選挙法や *Herren-Hause* 的労使関係に象徴されるような前近代的な社会関係と、他方では巨大独占資本や大衆組織政党、大規模労働組合、圧力団体等の出現に象徴されるような超近代的な社会関係とが、相互に絡み合いながら併存していた状況として特徴づけることができる。本稿の課題であるヴァイマル経済民主主義の萌芽は、まさしくこのような時代状況のもとで形成された。つまり自由労働組合が近代的労働組合として組織を急速に拡大しつつあったにも拘らず、労働者の基本的権利である団結権を国家的保障の外におき、むしろ団結しない自由を保護しようとする政府の反動的労働者政策や、労働者と同じテーブルにつくことを拒否しつづけた重工業ブルジョアジーの権威主義的態度が支配していた状況のもとでは、組合指導者たちは、なによりもまず労働組合の市民権確立を目指さねばならなかったのである。このような状況のもとで、ウェップ夫妻の『産業民主主義』は彼らの導きの星でありえたし、またベルンシュタインの修正主義理論は彼らの改良主義的労働組合政策を理論的に正当化するものとしての役割を果たすことができたのである。カール・レギンは、自由労働組合の最高指導者として、また組合実務家として、これらの理論と組合活動の経験とを媒介する接点の役割を果たした。彼は、たしかにドイツ社会民主党の議員団の一員ではあったが、社会主義者というよりも、むしろ今日風に言えば、市民社会主義者と呼んだ方がイメージとしてびったりする。ドイツの市民社会化という課題の前に立ったレギンにとって、労働組合の市民権獲得と組合組織の確立・防衛こそが至上命令であったのだ。一方では政府・雇主の組合抑圧政策と他方では社会民主党の組合支配から脱して、労働組合独自の基盤を確立するため、総務委員会によって試みられた社会政策にたいする積極的な取組みは、ウムブライトの評価からもうかがえるように、労働組合の自主活動と労使の同

権的参加という方向を有しており、この方向での活動を通じて労働組合の市民権獲得や組合組織の確立・防衛という当時の時代状況のもとでは困難な、しかし労働組合の存立にかかわる課題の解決を側面から促進するという役割を担っていたのであった。われわれはこれらの展開に後の経済民主主義の萌芽を認めることができるが、しかしそれがまさしく萌芽にとどまらざるを得なかったのも、またそれを生み出した時代状況に制約されていることに注目されねばならない。この点について、われわれは一九〇五年に社会主義陣営内部で戦わされた政治的大衆ストライキ論争におけるレギーンおよび自由労働組合の指導者たちの対応を想起する必要がある。この論争は、基本的にはヨーロッパ社会主義運動の高揚とロシア革命の余波をうけて、政治的大衆ストライキによってドイツに革命的情勢をつくり出そうとした急進派と、革命の危険を回避するため政治的大衆ストライキの手段によってドイツに民主化・議会主義化（プロイセン三級選挙法の廃止、帝国議会の普通選挙権の改悪阻止）をもたらそうとする改革派の間で争われたが、論争の当否はともかくとして、いずれにせよレギーンおよび自由労働組合の指導者たちは、労働組合の政治的中立の原則と組織防衛を楯にそのような政治的大衆ストライキにたいし反対の態度を固持した。このことは、彼ら自身もそのもとで緊張関係におかれていた前近代的な第二帝政の支配体制を打破するために、政治的大衆ストライキの手段をとるか社会政策の手段をとるかという二者択一の状況に直面して後者を選択したことを意味するが、この選択によって第一次大戦前におけるドイツの政治的民主化のチャンスは失われ、敗戦と革命の時点までのひきのばされたことは、その後の歴史の経過が示している。この間、とりわけ第一次大戦中における労働組合の超経営的参加の経験を経て、経済民主主義の萌芽は若木にまで成長するが、しかしそれにも拘らず、前近代的な支配体制のもとで大衆組織としての自由労働組合がとらざるを得なかった社会政

ヴァイマル経済民主主義の成立前史

策への選択こそが、ヴァイマル期以前の経済民主主義を萌芽に、あるいはせいぜいのところ若木にとどまらせ、開花にまで成長させ得なかった要因ともなったのであった。なぜなら、経済民主主義は政治的民主主義の確立のもとで、それを補充するものとしてはじめて開花しうるものだからである。「経済民主主義の理念は」——一九二八年にナフタリは述べている——「ある国の労働者が政治的民主主義についてすでに一定の経験を積んでいるばあいのみ、その国において生き生きしたものになることができる。」われわれは、ヴァイマル経済民主主義の展開過程については稿を改めて考察する予定であるが、最後に一言、第一次大戦前に自由労働組合に提起せられた政治的民主主義か社会政策かというあの二者択一の問題は、ヴァイマル民主主義の成立とともに解消されたわけではなかったことをつけ加えておきたい。敗戦と革命によって他律的に与えられたヴァイマル民主主義のもとで、それは一見解消されたかに見えただけであって、ヴァイマル末期に、ヒトラーの政権掌握を目前にして再び決定的な形で提起されることになるのである。

(1) “Wirtschaftsdemokratie”, S. 7. 拙訳「経済民主主義」(1)『成城大学・経済研究』第六一号、九一ページ。